

物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(登録対象企業) 第2条 この要綱における登録対象企業は、次のとおりとする。 (1) 及び※1 略</p> <p>※2 障害者就労施設等 県内の次の施設をいう。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう）。</p> <p>第3条 ～第6条 略</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 1～4 略</p> <p><u>5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(登録対象企業) 第2条 この要綱における登録対象企業は、次のとおりとする。 (1) 及び※1 略</p> <p>※2 障害者就労施設等 県内の次の施設をいう。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう）。</p> <p>第3条 ～第6条 略</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 1～4 略</p>

改正案

現行

様式第1号（第3条関係）

障害者雇用促進企業等登録申請書

年 月 日

出納局物品管理室長 様

申請者 登録番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

下記のとおり障害者雇用促進企業等の登録を受けたいので、要綱第3条の規定により申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業 (該当するものに○)	
1 業種 (右記の該当するものを○)	卸売業・小売業・製造業・その他
2 資本金・出資総額	円
3 常用労働者数	人
4 県内の事業所数	事業所
5 県内事業所の雇用状況 (様式第2号障害者雇用状況計算書の集計)	
① 労働者数 (②を除く)	人
② 短時間労働者数	人
③ 除外率	%
④ 基礎となる労働者数	$(①+② \times 0.5) - (①+② \times 0.5) \times ③$
⑤ 雇用すべき障害者数	$④ \times 2.2\%$ (小数点以下端数切捨)
⑥ 障害者の労働者数 (⑦~⑩を除く)	人
⑦ 障害者の短時間労働者数 (⑧⑩を除く)	人
⑧ 重度障害者の労働者数 (⑨を除く)	人
⑨ 重度障害者の短時間労働者数	人
⑩ 精神障害者 (発達障害を含む) の労働者数 (⑪を除く)	人
⑪ 精神障害者 (発達障害を含む) の短時間労働者数	人
⑫ ⑩の対象者1人につき 1人に該当する労働者数	人
⑬ 障害者労働者数	$⑥+⑦ \times 0.5+⑧ \times 2+⑨+⑩+⑫$ $(⑪-⑬) \times 0.5+⑬$
6 県内障害者就労施設等との取引額	件 円

※ 5の欄の①が⑤以上の場合、または、6の欄が30万円以上であれば申請できます。  
 ※※ 5の欄の③除外率は、厚生労働省のHPを参照してください。  
 ※※※ 5の欄の④の  $(①+② \times 0.5) \times ③$  については、小数点以下端数切捨。  
 ※※※※ 5の欄の⑬は、小数点以下端数切捨しない。

様式第1号（第3条関係）

障害者雇用促進企業等登録申請書

年 月 日

出納局物品管理室長 様

申請者 登録番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

下記のとおり障害者雇用促進企業等の登録を受けたいので、要綱第3条の規定により申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

障害者雇用促進企業・障害者就労施設等支援企業 (該当するものに○)	
1 業種 (右記の該当するものを○)	卸売業・小売業・製造業・その他
2 資本金・出資総額	円
3 常用労働者数	人
4 県内の事業所数	事業所
5 県内事業所の雇用状況 (様式第2号障害者雇用状況計算書の集計)	
① 労働者数 (②を除く)	人
② 短時間労働者数	人
③ 除外率	%
④ 基礎となる労働者数	$(①+② \times 0.5) - (①+② \times 0.5) \times ③$
⑤ 雇用すべき障害者数	$④ \times 2.2\%$ (小数点以下端数切捨)
⑥ 障害者の労働者数 (⑦~⑩を除く)	人
⑦ 障害者の短時間労働者数 (⑧⑩を除く)	人
⑧ 重度障害者の労働者数 (⑨を除く)	人
⑨ 重度障害者の短時間労働者数	人
⑩ 精神障害者 (発達障害を含む) の労働者数 (⑪を除く)	人
⑪ 精神障害者 (発達障害を含む) の短時間労働者数	人
⑫ 障害者労働者数	$⑥+⑦ \times 0.5+⑧ \times 2+⑨+⑩+⑫$ $(⑪-⑬) \times 0.5+⑬$
6 県内障害者就労施設等との取引額	件 円

※ 5の欄の②が⑤以上の場合、または、6の欄が30万円以上であれば申請できます。  
 ※※ 5の欄の③除外率は、厚生労働省のHPを参照してください。  
 ※※※ 5の欄の④の  $(①+② \times 0.5) \times ③$  については、小数点以下端数切捨。  
 ※※※※ 5の欄の⑬は、小数点以下端数切捨しない。



障害者雇用促進企業等の登録申請にあたっての留意事項

改正案	現 行
<p>○「登録申請の種別」について～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用障害者数のカウントの方法について ①及び② 略</li> <li>③ 身体障害者、知的障害者または精神障害者（発達障害者を含む）である短時間労働者は、それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます。</li> </ul> <p>※ ただし、精神障害者（発達障害者を含む）である短時間労働者であって、平成35年3月31日までに、雇い入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した者かつ、次のいずれかに該当する者は、0.5人ではなく1人を雇用しているものとみなされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新規雇入れから3年以内の者</li> <li>(2) 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者</li> </ul> <p>ただし、上記要件を満たす場合であっても、次の点に留意が必要です。</p> <p>留意点① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主に再雇用された場合は、特例の対象とはなりません（原則どおり、実人員1人を「0.5人」と算定します）。</p> <p>留意点② 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。</p>	<p>○「登録申請の種別」について～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用障害者数のカウントの方法について ①及び② 略</li> <li>③ 身体障害者、知的障害者または精神障害者（発達障害者を含む）である短時間労働者は、それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます。</li> </ul>

改正案

現行

〔対象となる障害者1人雇用している場合のカウント数〕

	常用労働者	
	30時間以上	20時間以上30時間未満
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者・知的障害者	1	0.5
	重度	1
精神障害者 (発達障害者を含む)	1	0.5または1 (※)

※ 対象となる障害者1人雇用している場合のカウント数

	常用労働者	
	30時間以上	20時間以上30時間未満
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者・知的障害者	1	0.5
	重度	1
精神障害者 (発達障害者を含む)	1	0.5

○ 障害者雇用率制度の対象となる常用労働者の範囲

常用労働者とは、次のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。そのうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって、0.5人または1人の労働者とみなされます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれません。

※ 昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常時雇用する労働者となります。

○ 障害者雇用率制度の対象となる常用労働者の範囲

常用労働者とは、次のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。そのうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって、0.5人の労働者とみなされます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれません。

※ 昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常時雇用する労働者となります。

改正案

現行

(1)～(3) 略  
○ 略

申請にあたっては、従業員の方のプライバシーに充分御配慮下さい。

(別表1) 略  
(別表2) 略

(1)～(3) 略  
○ 略

申請にあたっては、従業員の方のプライバシーに充分御配慮下さい。

(別表1) 略  
(別紙2) 略